

船舶事故調査報告書

平成23年2月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年6月10日（木） 12時00分ごろ
発生場所	熊本県八代海中部 同県津奈木町沖島灯台から真方位024° 2.6海里付近 （概位 北緯32° 20.35′ 東経130° 27.97′）
事故調査の経過	平成22年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{だいえい} 大栄丸、2.6トン KM3-45802（漁船登録番号）、個人所有 8.90m (Lr) × 2.26m × 0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和58年12月20日 B モーターボート ^{トモロウ} TOMORROW、5トン未満 291-28193熊本、個人所有 5.21m (Lr) × 1.79m × 0.92m、FRP ガソリン機関、29.42kW、昭和63年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月13日 免許証交付日 平成22年7月13日 （平成28年5月1日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月2日 免許証交付日 平成19年1月30日 （平成25年1月21日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長B、同乗者B）
損傷	A 船首部にペイント剥離を伴う擦過傷 B 船尾左舷側外板に破口及び船外機に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、周囲に船舶を見かけなかったことから、前方に他船がないものと思い、操舵室左舷側に設置された魚群探知機の画面を見ながら手動操舵により、針路を約010°（真方位、以下同じ。）、対地速力を約11.8ノットとして航行中、平成22年6月10日12時00分ごろ、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、衝突場所付近で船首を約020°に向け、船首及び船尾から錨を入れて釣りを行っていたところ、左舷船尾にいた船長Bが、11時58分ごろ右舷船尾約10°700m付近からB船に向けて接近するA船を初めて視認したが、A船はB船に気付いており、いずれ避けてくれるものと思い、魚釣りを続けた。</p> <p>右舷船首にいた同乗者Bは、約50mまで接近したA船との衝突の危険を感じ、大きな叫び声を出すとともに両手を大きく振り、ほぼ同時に船長Bが衝突回避のため船尾の錨索を解いた直後、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、海上保安部に通報したのち、同部の指示に従い、両船とも自力で帰航した。</p> <p>船長Bは、通院加療約4週間の腰部打撲を、同乗者Bは、通院加療約1週間の肩部打撲を、それぞれ負った。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波 なし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、いつも夜明けごろから14時ごろまで操業していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、八代海東岸沖において、魚群探索をしながら北進中、船長Aが、周囲に漁船などが見当たらなかったため、前方に他船はいないものと思い込み、魚群探知機の画面に意識を集中し、見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のB船に向かって航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、釣りをしながら錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認していたが、A船はB船に気付いており、いずれ避けてくれるものと思い込んでいたため、A船が約50mに接近するまで釣りを続けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、八代海東岸沖において、A船が魚群探索をしながら北進中、B船が釣りをしながら錨泊中、A船が、見張りを行っていなかったため、B船に向かって航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	